

管理番号	担当課名等	案件種類	案件名等	区分	契約方法	要改善事項/意見	主な内容	報告書ページ	前回調査からの検討結果、進行状況等 (平成25年6月までの対応状況)	平成25年度調査 前回調査からの検討結果、進行状況等 (平成26年3月31日までの対応状況)	措置等対応状況の区分	
1	福祉活動推進課	担当課案件	① 平成23年度地域包括支援センター業務委託(柏北部地域(北部1)) ② 平成23年度地域包括支援センター業務委託(柏北部地域(北部2)) ③ 平成23年度地域包括支援センター業務委託(柏西部地域(中央1)) ④ 平成23年度地域包括支援センター業務委託(柏東口地域(中央2)) ⑤ 平成23年度地域包括支援センター業務委託(柏南部地域(南部1)) ⑥ 平成23年度地域包括支援センター業務委託(光ヶ丘地域(南部2)) ⑦ 平成23年度地域包括支援センター業務委託(沼南地域(沼南))	委託	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	要改善事項	いずれも毎年一者随意契約であり、業者選定にあたり次のような問題があると考えます。第一に、非公募で、選定対象が平成17年当時の取引先17者に限定されており、新規事業者の参入が考慮されていない点で公平性に欠ける。第二に、一旦業者の選定が行われた後は当該業者との契約を毎期継続するのみで他業者との競争による業者選定手続は実施されていない。第三に、担当課はプロポーザル方式を採用したことを理由として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しているが、特定の者に対するヒアリングおよび評価手続は本来のプロポーザルによる選定とは異なるものである。公平性及び競争性並びに透明性を考慮した業者選定を行う必要があると考えます。	90	・今後、地域包括支援センターについては第6期高齢者いきいきプラン(27～29年)中に増設を検討しています。その際の業者選定については、新規事業者の参入を含め検討いたします。 ・契約については、平成22年度に7ヶ所の包括支援センターの委託を完了し、地域とのネットワーク構築の期間として毎期継続していました。 ・今後、運営協議会の意見を踏まえながら地域包括支援センターの設置および指定介護予防支援事業所の更新期間(6年間)を考慮し、契約期間・契約方法を検討します。	・今後の、地域包括支援センターの増設については、高齢者人口や地域特性などをふまえて、第6期の高齢者いきいきプランの期間中に増設する方向で検討しています。 ・業者選定については、現状の地域包括支援センター委託法人も含めたプロポーザル形式を検討しておりますが、増設エリアや時期等については、地域包括支援センター運営協議会に諮り、詳細を決定していく予定です。	措置等を講じた	
2	こどもルーム担当室	契約課案件	① 柏市立風早北部小こどもルーム第二保育室賃貸借等		賃貸借	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	要改善事項	当該案件は平成23年度予算策定段階において物件所有と賃貸借(以下リース)という取引との得失を財政課と協議した上で債務負担行為により10年間の賃貸借取引として予算化したものである。ただし、上記協議の内容を記した資料は残されており、意思決定の過程が明らかでない。物件の取得にあたっては、物件価格の積算に加えて資金調達コスト面での検討も必要であり、直接取得や起債等による取得、あるいはリース契約とのコストを比較検討した上で契約を行うべきである。今後は適切な意思決定がなされた事実を資料として残すべきである。	93	事業の実手法は、予算編成過程で行うだけでなく、大括りには財政見直しの中での敷入見直し(資金調達)により単年度ごとの取支状況を整合させながら調整し、個別には実施計画策定時の資金計画などでも調整しています。従いまして、複数ある意思決定過程の中での流れがわかるよう、関係部署とも協議し、ご指摘の点について改善を図っていく考えです。	今後は、予算編成過程の中で行われる協議の経過等の記録を残したいと考えます。	措置等を講じた
3	学校教育課	担当課案件	① 教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏一小他) ② 教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏二小他) ③ 教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏三小他) ④ 教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中18校) ⑤ 教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中19校)		賃貸借	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	要改善事項	当該賃貸借契約は保守込みのリース契約であり、過去の他校の保守業務の実績から、機器を購入して保守を別途委託するよりも有利と判断し、リース契約締結に至ったものであるが、当該意思決定に際しての判断資料は残されていなかった。リース契約を締結する際は、購入する場合とリースの場合とのキャッシュフローを比較検討して、購入するかリースするかを意思決定が行われる必要があり、この証拠を文書で残す必要がある。	159	教育用コンピュータの購入については、単年度で多額の財政支出を伴うことから、実施計画や予算編成に合わせて検討すべきものと考えます。次年度、予定されているリプレイスについて、購入する場合と、リースの場合との比較を検討していきます。	教育用パソコンの調達に関して、平成26年度リプレイス予定の1件について、購入する場合と賃貸借する場合の比較を行いました。なお、購入する場合は、初年度に多額の予算が必要ことから、リース料率の推移に留意しながら、向こう3年間の財政フレームと取り組むべき施策や事業を選定する実施計画の策定に合わせて、教育用パソコンの調達に係る基本方針を決定していきます。	措置等を講じた